

令和8年(2026年)4月30日公表

2025年農林業センサス結果概要（滋賀県確定値）

－ 農林業経営体調査 －

滋賀県総合企画部統計課

目 次

I 結果の概要

1 農林業経営体数	2
2 農業経営体数	3
3 経営耕地面積	4
4 経営耕地面積規模別の農業経営体数	5
5 農産物販売金額規模別農業経営体数	6
6 農産物販売金額1位の部門別経営体数	7
7 青色申告を行っている農業経営体数	8
8 主副業別農業経営体数（個人経営体）	8
9 基幹的農業従事者数（個人経営体）	9
10 林業経営体	10

II 統計表（市町別統計表）

1 農林業経営体	
農林業経営体数	12
2 農業経営体	
（1）組織形態別経営体数	13
（2）経営耕地の状況	14
（3）経営耕地面積規模別経営体数	15
（4）経営耕地面積規模別面積	16
（5）販売目的の水稻作付面積規模別経営体数	17
（6）農産物販売金額規模別経営体数	18
（7）農産物販売金額1位の部門別経営体数	19
（8）データを活用した農業を行っている経営体数	20
（9）青色申告を行っている経営体数	21
（10）農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）	22
（11）年齢階層別基幹的農業従事者数（個人経営体）	23
（12）農業に従事した役員・構成員（経営主を含む）の状況（団体経営体）	27

3	林業経営体	
(1)	組織形態別経営体数	28
(2)	保有山林面積規模別経営体数	29
4	総農家	
	総農家数	30
Ⅲ	農林業経営体調査の仕様	31

【利用上の注意】

- 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しないことがある。また、概要に記載している各表の増減率、構成比等も各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」・・・単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）
 - 「－」・・・事実のないもの
 - 「X」・・・調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの
 - 「△」・・・減少したもの

I 結 果 の 概 要

農業経営体は10,720経営体で、5年前に比べ27.0%減少しているが、法人経営体は666経営体で、9.9%の増加となり、法人化が進展

1. 農林業経営体数

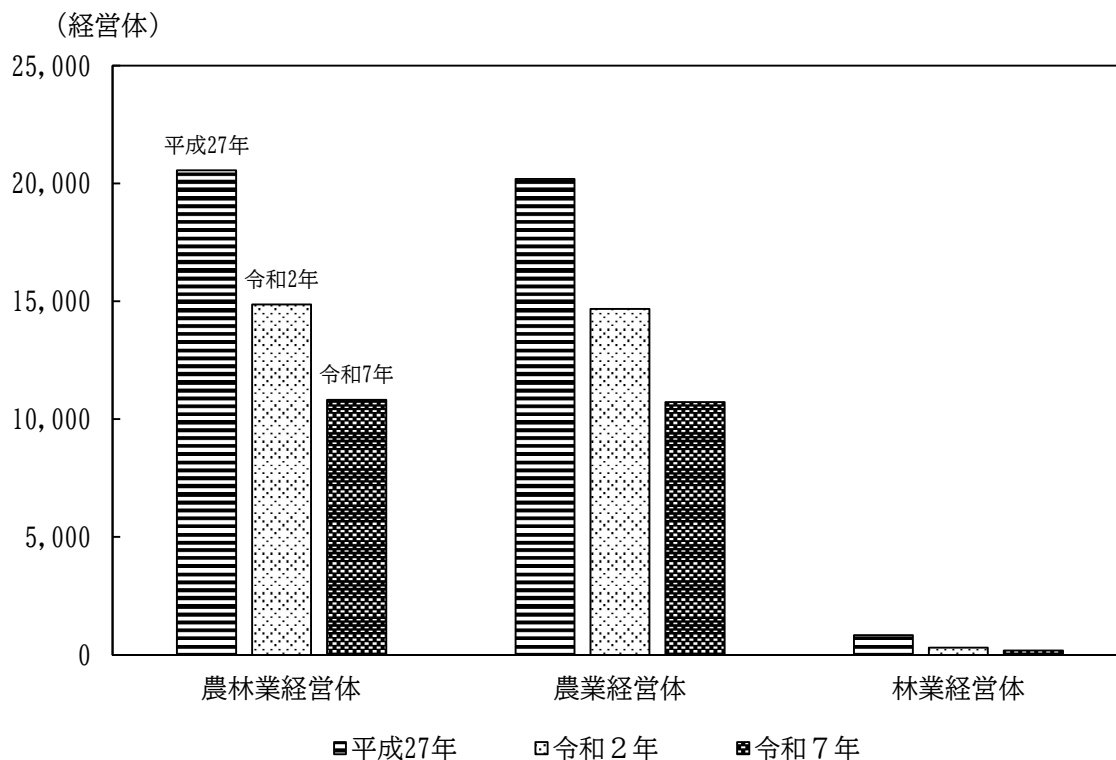
令和7年2月1日現在の農林業経営体数は10,814経営体で、このうち、農業経営体は10,720経営体で5年前に比べ3,960経営体（27.0%）減少した。また林業経営体は183経営体となり123経営体（40.2%）減少した。

表1 農林業経営体数

区 分	単位：経営体		
	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
平成27年	20,550	20,188	837
令和2年	14,867	14,680	306
令和7年	10,814	10,720	183
増減率（%）			
令和2年／平成27年	△ 27.7	△ 27.3	△ 63.4
令和7年／2年	△ 27.3	△ 27.0	△ 40.2

注：農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

図1 農林業経営体数



2. 農業経営体数

農業経営体のうち、個人経営体は9,849経営体で、前回に比べて28.8%減少し、団体経営体は871経営体で3.2%増加した。

また、農業経営体を組織形態別にみると、法人化している経営体が666経営体で、前回に比べ9.9%増加した。そのうち、農事組合法人は369経営体で、前回に比べ2.2%増加した。

表2 農業経営体数

単位：経営体

区 分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	
			法人経営体	
平成27年	20,188	19,317	871	435
令和2年	14,680	13,836	844	606
令和7年	10,720	9,849	871	666
増減率（％）				
令和2年／平成27年	△ 27.3	△ 28.4	△ 3.1	39.3
令和7年／2年	△ 27.0	△ 28.8	3.2	9.9

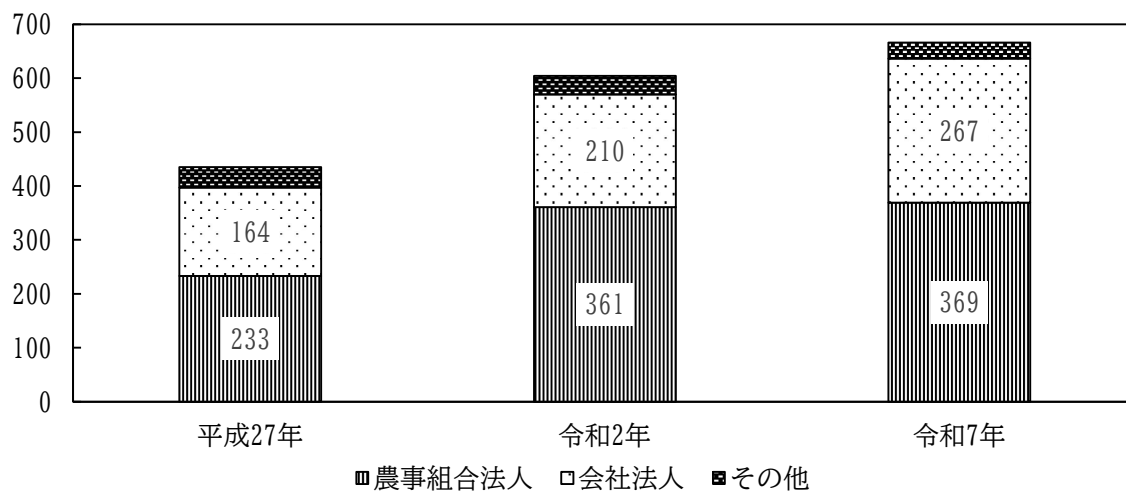
表3 法人化している農業経営体数

単位：経営体

区 分	法人化している農業経営体			
		農事組合法人	会社法人	その他
平成27年	435	233	164	38
令和2年	606	361	210	35
令和7年	666	369	267	30
増減率（％）				
令和2年／平成27年	39.3	54.9	28.0	△ 7.9
令和7年／2年	9.9	2.2	27.1	△ 14.3

図2 法人化している農業経営体数

(経営体)



3. 経営耕地面積

農業経営体の経営耕地総面積は39,865haで、前回に比べ6.8%減少した。そのうち、借入耕地面積は29,936haで、前回に比べ1.6%増加した。

また、経営耕地のある1経営体当たりの経営耕地面積は3.8ha（前回2.9ha）で、前回に比べ31.0%増加した。

表4 農業経営体の経営耕地面積の状況

単位：経営体、ha

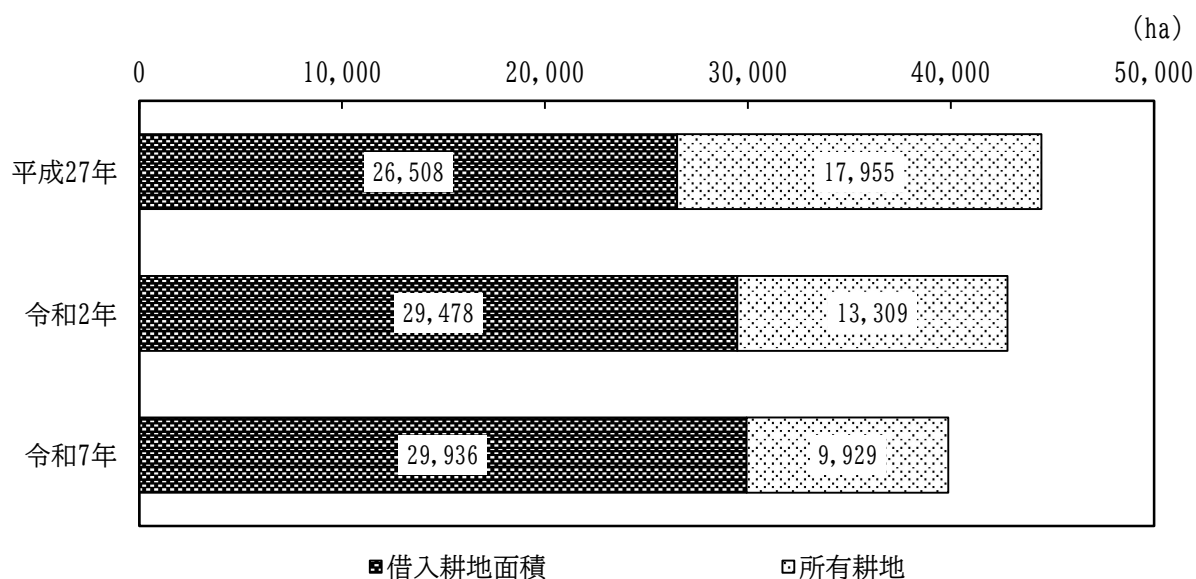
区 分	経営耕地 のある 経営体数	経営 耕地 総面積	うち借入耕地	
			借入耕地のある 経営体数	借入耕地面積
平成27年	20,034	44,463	9,836	26,508
令和2年	14,570	42,787	7,235	29,478
令和7年	10,615	39,865	5,718	29,936
増減率（％）				
令和2年／平成27年	△ 27.3	△ 3.8	△ 26.4	11.2
令和7年／2年	△ 27.1	△ 6.8	△ 21.0	1.6
構成比（％）				
平成27年	100.0	100.0	49.1	59.6
令和2年	100.0	100.0	49.7	68.9
令和7年	100.0	100.0	53.9	75.1

表5 1 農業経営体あたりの経営耕地面積

単位：ha

区分	平成27年	令和2年	令和7年
1 農業経営体あたりの経営耕地面積	2.2	2.9	3.8
増減率（％）	-	31.8	31.0

図3 農業経営体の経営耕地面積の状況



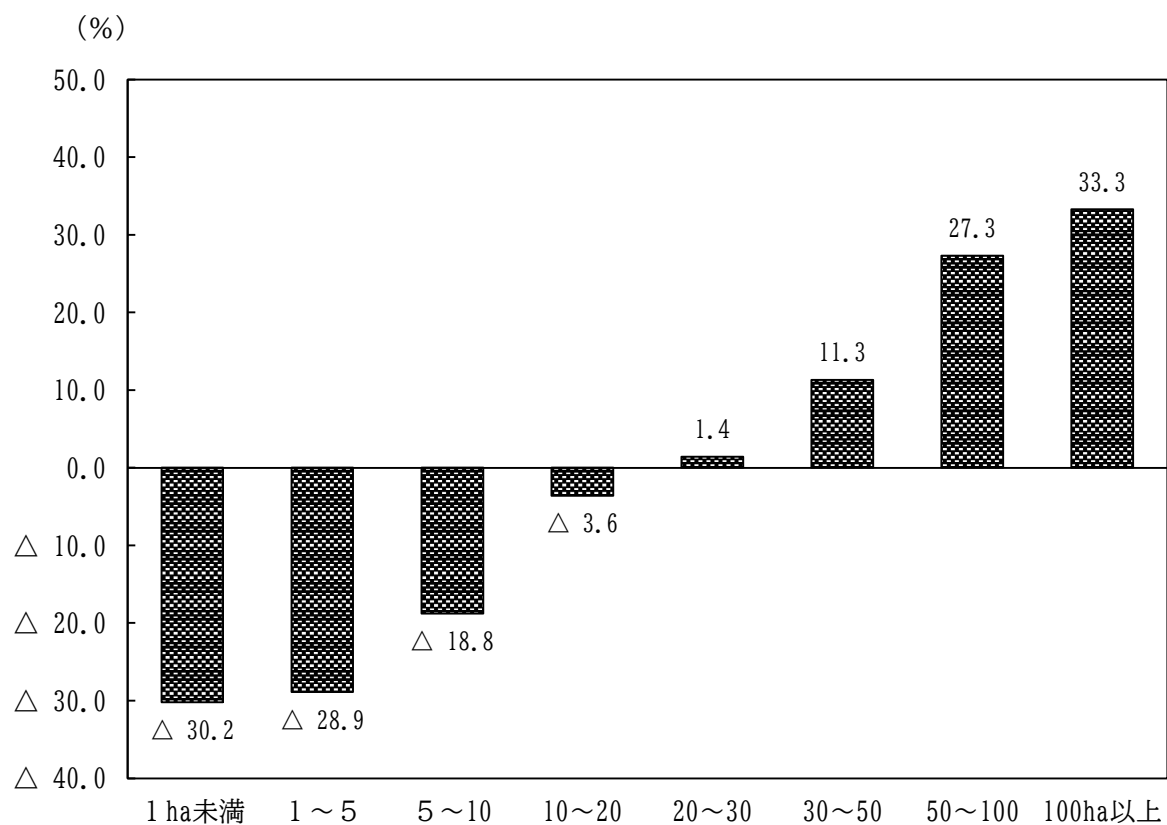
4. 経営耕地面積規模別の農業経営体数

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、経営耕地なしから20ha未満層では前回に比べ減少し、20ha以上層では前回に比べ増加した。

表6 経営耕地面積規模別農業経営体数

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合 計	14,680	10,720	△ 27.0	100.0	100.0
経営耕地なし	110	105	△ 4.5	0.7	1.0
1ha未満	7,437	5,190	△ 30.2	50.7	48.4
1～5	5,547	3,945	△ 28.9	37.8	36.8
5～10	690	560	△ 18.8	4.7	5.2
10～20	467	450	△ 3.6	3.2	4.2
20～30	210	213	1.4	1.4	2.0
30～50	141	157	11.3	1.0	1.5
50～100	66	84	27.3	0.4	0.8
100ha以上	12	16	33.3	0.1	0.1

図4 経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率（令和7年／2年）



注：「1ha未満」には経営耕地面積なしを含まない。

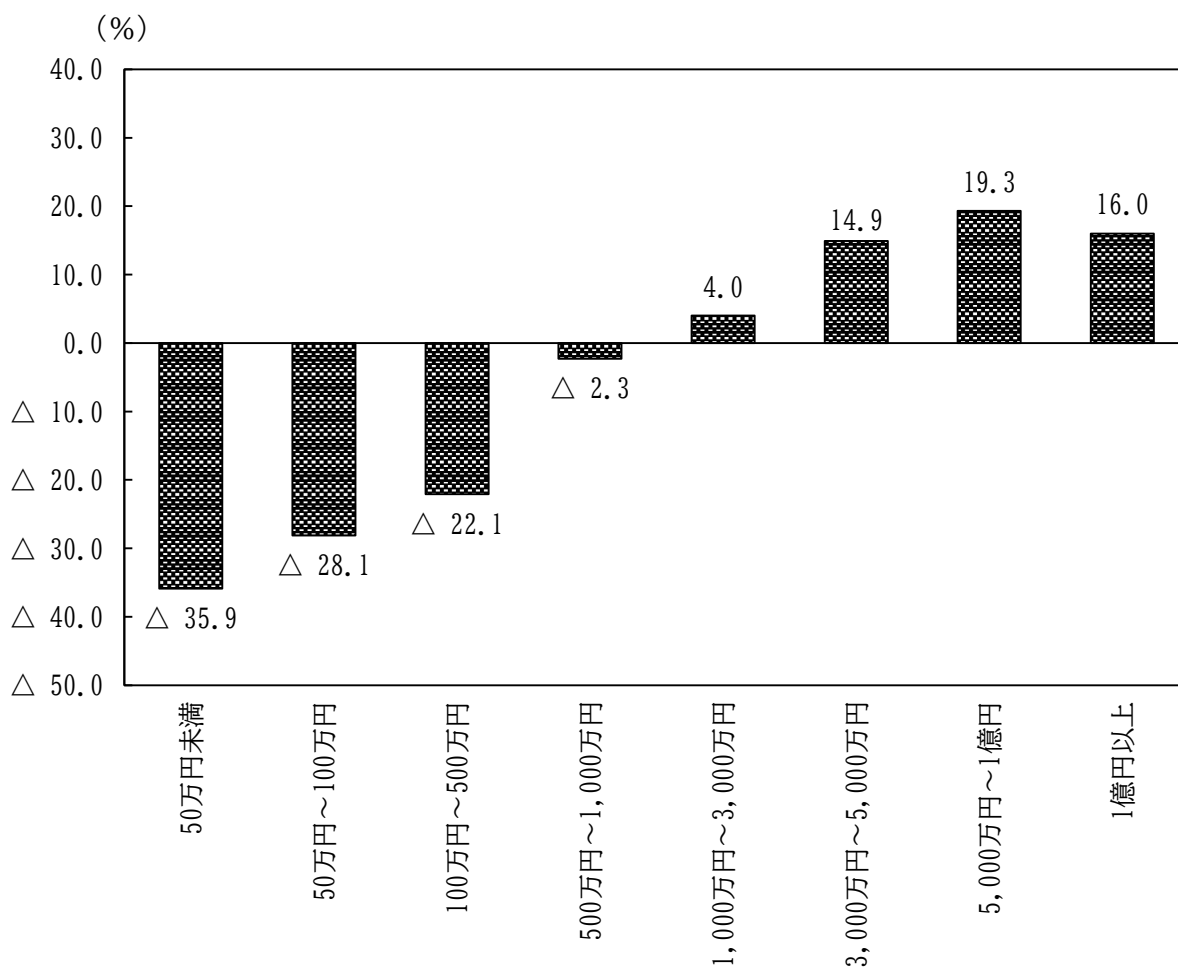
5. 農産物販売金額規模別農業経営体数

農産物販売金額規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ1,000万円以上層で農業経営体数が増加した。

表7 農産物販売金額規模別農業経営体数

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合 計	14,680	10,720	△ 27.0	100.0	100.0
50万円未満	6,766	4,337	△ 35.9	46.1	40.5
50万円～100万円	3,121	2,243	△ 28.1	21.3	20.9
100万円～500万円	3,214	2,505	△ 22.1	21.9	23.4
500万円～1,000万円	665	650	△ 2.3	4.5	6.1
1,000万円～3,000万円	642	668	4.0	4.4	6.2
3,000万円～5,000万円	134	154	14.9	0.9	1.4
5,000万円～1億円	88	105	19.3	0.6	1.0
1億円以上	50	58	16.0	0.3	0.5

図5 農産物販売金額規模別農業経営体数の増減率（令和7年／2年）



6. 農産物販売金額 1 位の部門別経営体数

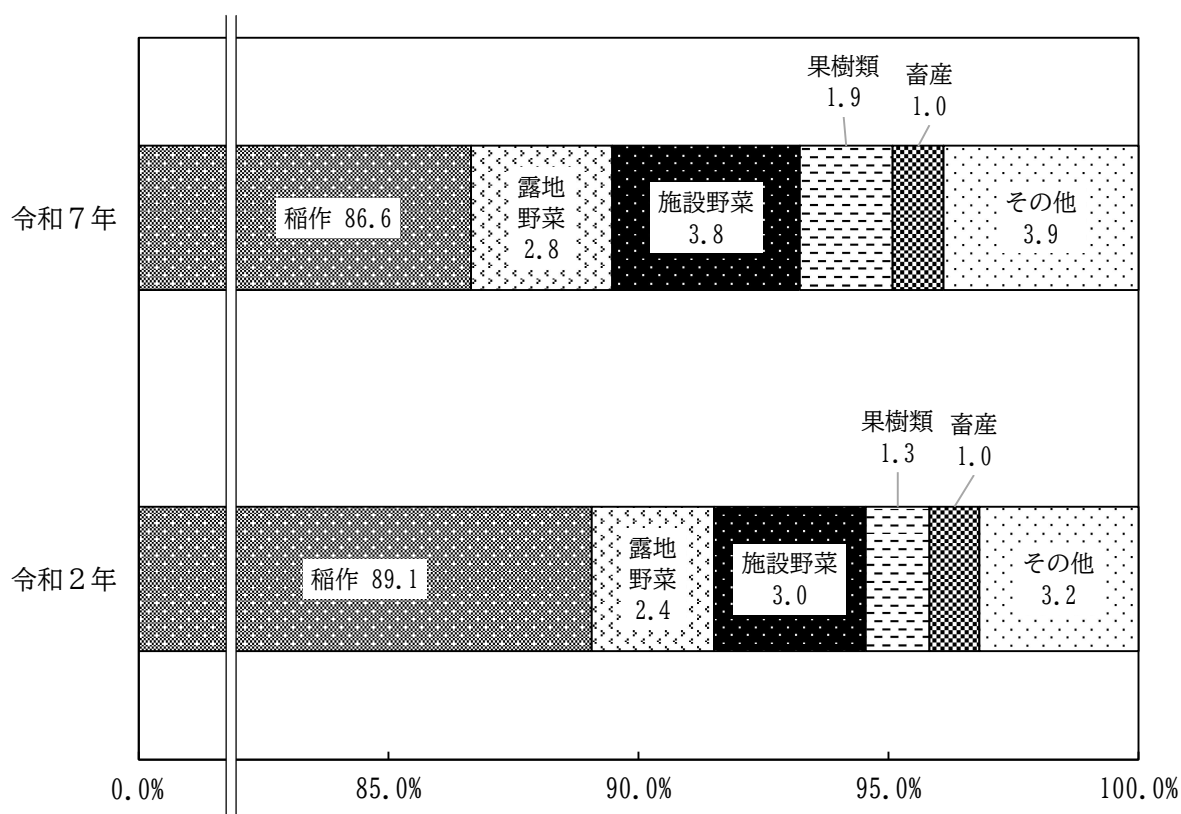
農産物販売金額 1 位の部門別に農業経営体数の構成割合をみると、稲作が86.6%となり、5年前に比べ2.5 ポイント下降した。

また、施設野菜、果樹類がそれぞれ5年前に比べ0.8ポイントおよび0.6ポイント上昇した。

表8 農産物販売金額 1 位の部門別経営体数

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和 2 年	令和 7 年	令和 7 年 ／ 2 年	令和 2 年	令和 7 年
合 計	13,324	10,125	△ 24.0	100.0	100.0
稲作	11,867	8,773	△ 26.1	89.1	86.6
麦類作	122	95	△ 22.1	0.9	0.9
雑穀・いも類・豆類	86	88	2.3	0.6	0.9
工芸農産物	80	58	△ 27.5	0.6	0.6
露地野菜	326	286	△ 12.3	2.4	2.8
施設野菜	404	380	△ 5.9	3.0	3.8
果樹類	170	188	10.6	1.3	1.9
花き・花木	84	90	7.1	0.6	0.9
その他の作物	52	64	23.1	0.4	0.6
畜産	133	103	△ 22.6	1.0	1.0

図6 農産物販売金額 1 位の部門別にみた農業経営体数の構成割合



7. 青色申告を行っている農業経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は4,538経営体で、農業経営体に占める割合は42.3%となった。

このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は2,657経営体で、農業経営体に占める割合は24.8%となった。

表9 青色申告を行っている農業経営体数

区 分		実数		増減率(%)	構成比(%)	
		令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合計		14,680	10,720	△ 27.0	100.0	100.0
青色申告 を行っている	小計	4,971	4,538	△ 8.7	33.9	42.3
	正規の簿記	2,867	2,657	△ 7.3	19.5	24.8
	簡易簿記	1,733	1,566	△ 9.6	11.8	14.6
	現金主義	371	315	△ 15.1	2.5	2.9
青色申告を行っていない		9,709	6,182	△ 36.3	66.1	57.7

8. 主副業別農業経営体数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は1,121経営体（構成比11.4%）で前回に比べ15.5%減少し、準主業経営体は1,209経営体（同12.3%）で42.9%減少した。

また、副業的経営体についても7,519経営体（同76.3%）で27.7%減少した。

表10 主副業別農業経営体数（個人経営体）

単位：経営体				
区 分	個人 経営体	主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体
平成27年	19,317	1,547	3,555	14,215
令和2年	13,836	1,326	2,116	10,394
令和7年	9,849	1,121	1,209	7,519
増減率(%)				
令和2年／平成27年	△ 28.4	△ 14.3	△ 40.5	△ 26.9
令和7年／2年	△ 28.8	△ 15.5	△ 42.9	△ 27.7
構成比(%)				
平成27年	100.0	8.0	18.4	73.6
令和2年	100.0	9.6	15.3	75.1
令和7年	100.0	11.4	12.3	76.3

9. 基幹的農業従事者数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事した世帯員）は8,367人で、5年前に比べ1,594人（16.0%）減少した。

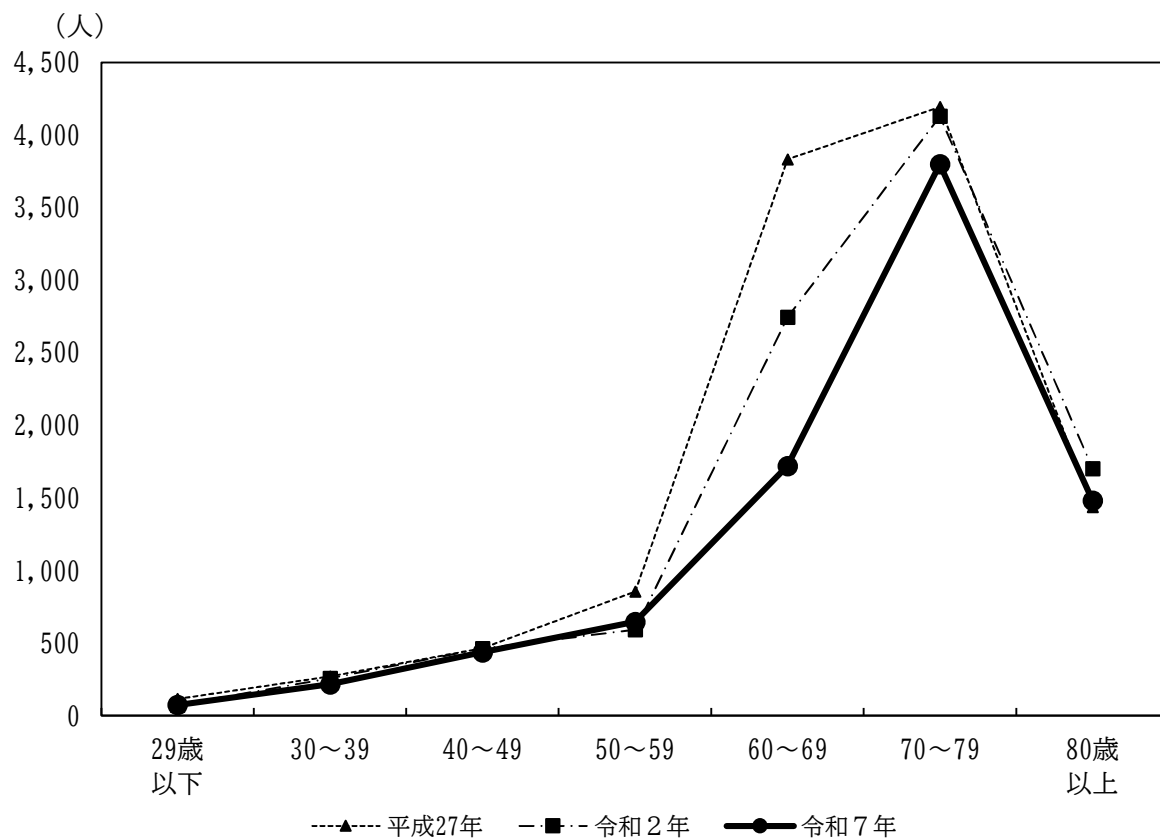
基幹的農業従事者のうち70歳以上が占める割合は63.1%となり、5年前に比べ4.6ポイント上昇した。

表11 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

単位：人

区 分	計	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上
平成27年	11,170	115	270	465	855	3,833	4,194	1,438
令和2年	9,961	72	258	462	593	2,745	4,129	1,702
令和7年	8,367	73	216	436	645	1,719	3,798	1,480
構成比（%）								
平成27年	100.0	1.0	2.4	4.2	7.7	34.3	37.5	12.9
令和2年	100.0	0.7	2.6	4.6	6.0	27.6	41.5	17.1
令和7年	100.0	0.9	2.6	5.2	7.7	20.5	45.4	17.7

図7 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）



10. 林業経営体

林業経営体数は、183経営体で前回に比べ40.2%減少した。

そのうち、個人経営体は121経営体、団体経営体は62経営体で、前回に比べそれぞれ42.7%、34.7%減少した。

保有山林面積規模別にみると、大部分の階層で減少したのに対し500ha以上のみが増加した。

表12 林業経営体数

単位：経営体

区 分	林業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
平成27年	837	692	145	93
令和2年	306	211	95	63
令和7年	183	121	62	45
増減率(%)				
令和2年／平成27年	△ 63.4	△ 69.5	△ 34.5	△ 32.3
令和7年／2年	△ 40.2	△ 42.7	△ 34.7	△ 28.6

表13 保有山林面積規模別にみた林業経営体数の構成割合

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合 計	306	183	△ 40.2	100.0	100.0
5ha未満	81	47	△ 42.0	26.5	25.7
5～10	72	36	△ 50.0	23.5	19.7
10～20	54	34	△ 37.0	17.6	18.6
20～30	22	9	△ 59.1	7.2	4.9
30～50	27	15	△ 44.4	8.8	8.2
50～100	19	13	△ 31.6	6.2	7.1
100～500	25	21	△ 16.0	8.2	11.5
500ha以上	6	8	33.3	2.0	4.4

注：「5ha未満」には保有山林のない経営体を含む。

Ⅱ 統 計 表

1 農林業経営体

単位：経営体

地域		農林業 経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	農 業 経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	林 業 経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	
番号	地域等													
25	滋 賀 県 (1)	10,814	9,883	931	709	10,720	9,849	871	666	183	121	62	45	(1)
201	大 津 市 (2)	893	851	42	29	880	849	31	19	15	4	11	10	(2)
202	彦 根 市 (3)	354	320	34	27	350	320	30	27	6	2	4	-	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,272	1,152	120	80	1,266	1,148	118	78	15	13	2	2	(4)
204	近江八幡市 (5)	651	572	79	73	650	572	78	72	2	1	1	1	(5)
206	草 津 市 (6)	439	425	14	12	439	425	14	12	1	1	-	-	(6)
207	守 山 市 (7)	398	367	31	25	398	367	31	25	-	-	-	-	(7)
208	栗 東 市 (8)	332	313	19	10	329	313	16	7	11	8	3	3	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,127	1,045	82	63	1,108	1,034	74	57	52	43	9	7	(9)
210	野 洲 市 (10)	397	352	45	23	395	352	43	21	2	-	2	2	(10)
211	湖 南 市 (11)	157	140	17	17	152	140	12	12	6	-	6	6	(11)
212	高 島 市 (12)	1,064	1,015	49	34	1,050	1,008	42	30	32	25	7	4	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,808	1,607	201	170	1,789	1,599	190	164	19	8	11	6	(13)
214	米 原 市 (14)	433	389	44	28	433	389	44	28	5	5	-	-	(14)
383	日 野 町 (15)	582	534	48	25	578	533	45	22	13	10	3	3	(15)
384	竜 王 町 (16)	333	300	33	33	333	300	33	33	-	-	-	-	(16)
425	愛 荘 町 (17)	246	220	26	21	246	220	26	21	-	-	-	-	(17)
441	豊 郷 町 (18)	66	53	13	12	65	53	12	12	1	-	1	-	(18)
442	甲 良 町 (19)	129	115	14	14	129	115	14	14	-	-	-	-	(19)
443	多 賀 町 (20)	133	113	20	13	130	112	18	12	3	1	2	1	(20)

2 農業経営体

(1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

地域		合 計	法 人 化 し て い る											地方公共 団体・財 産区	法人化し ていない	個人 経営体		
			計	農事組合 法 人	会 社				各 種 団 体				その他の 法 人					
					小 計	株式会社	合名・ 合資会社	合同会社	相互会社	小 計	農 協	森林組合						その他の 各種団体
番号	地域等																	
25	滋 賀 県 (1)	10,720	666	369	267	253	-	14	-	16	14	-	2	14	-	10,054	9,849	(1)
201	大 津 市 (2)	880	19	8	9	9	-	-	-	-	-	-	-	2	-	861	849	(2)
202	彦 根 市 (3)	350	27	16	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	323	320	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,266	78	25	49	44	-	5	-	2	1	-	1	2	-	1,188	1,148	(4)
204	近江八幡市 (5)	650	72	47	24	23	-	1	-	-	-	-	-	1	-	578	572	(5)
206	草 津 市 (6)	439	12	3	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	427	425	(6)
207	守 山 市 (7)	398	25	12	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	373	367	(7)
208	栗 東 市 (8)	329	7	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	322	313	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,108	57	28	26	25	-	1	-	1	1	-	-	2	-	1,051	1,034	(9)
210	野 洲 市 (10)	395	21	3	16	16	-	-	-	2	2	-	-	-	-	374	352	(10)
211	湖 南 市 (11)	152	12	6	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140	140	(11)
212	高 島 市 (12)	1,050	30	10	19	19	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1,020	1,008	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,789	164	121	32	30	-	2	-	8	8	-	-	3	-	1,625	1,599	(13)
214	米 原 市 (14)	433	28	14	13	12	-	1	-	-	-	-	-	1	-	405	389	(14)
383	日 野 町 (15)	578	22	11	9	9	-	-	-	1	-	-	1	1	-	556	533	(15)
384	竜 王 町 (16)	333	33	19	14	11	-	3	-	-	-	-	-	-	-	300	300	(16)
425	愛 荘 町 (17)	246	21	15	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	225	220	(17)
441	豊 郷 町 (18)	65	12	6	5	4	-	1	-	1	1	-	-	-	-	53	53	(18)
442	甲 良 町 (19)	129	14	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	115	115	(19)
443	多 賀 町 (20)	130	12	9	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118	112	(20)

2 農業経営体（続き）

（2）経営耕地の状況

地域		経営耕地 のある 経営体数	借入耕地 のある 経営体数	経営耕地 総 面 積	借入耕地 面 積	田		畑		樹 園 地		経営耕地の ある経営体の 1経営体 当たり 経営耕地面積	
番号	地域等					田のある 経営体数	経営耕地 面 積	畑のある 経営体数	経営耕地 面 積	樹 園 地 のある 経営体数	経営耕地 面 積		
		経営体	経営体	ha	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	ha	
25	滋 賀 県 (1)	10,615	5,718	39,865	29,936	10,144	38,348	2,730	1,088	543	429	3.8	(1)
201	大 津 市 (2)	878	284	966	425	862	900	164	56	34	10	1.1	(2)
202	彦 根 市 (3)	347	234	2,173	1,892	313	2,078	123	83	29	12	6.3	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,258	830	6,280	5,208	1,239	6,191	332	79	22	11	5.0	(4)
204	近江八幡市 (5)	635	373	3,808	2,833	603	3,647	139	156	10	5	6.0	(5)
206	草 津 市 (6)	439	156	880	573	416	813	126	66	8	1	2.0	(6)
207	守 山 市 (7)	385	216	1,460	1,138	325	1,363	201	77	36	19	3.8	(7)
208	栗 東 市 (8)	328	143	408	227	317	371	65	36	11	2	1.2	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,099	582	3,097	2,186	1,048	2,814	156	93	108	190	2.8	(9)
210	野 洲 市 (10)	393	225	2,117	1,751	365	2,056	249	57	7	3	5.4	(10)
211	湖 南 市 (11)	149	70	449	333	146	442	16	6	5	1	3.0	(11)
212	高 島 市 (12)	1,040	590	3,839	2,744	1,006	3,624	333	120	72	96	3.7	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,769	926	7,622	5,434	1,693	7,452	291	126	105	44	4.3	(13)
214	米 原 市 (14)	431	261	1,775	1,524	403	1,740	121	32	23	4	4.1	(14)
383	日 野 町 (15)	573	321	1,377	855	568	1,320	181	48	11	9	2.4	(15)
384	竜 王 町 (16)	327	185	1,226	891	297	1,180	84	29	33	17	3.7	(16)
425	愛 荘 町 (17)	245	136	1,052	811	237	1,041	47	9	6	1	4.3	(17)
441	豊 郷 町 (18)	63	49	385	343	60	382	16	4	1	0	6.1	(18)
442	甲 良 町 (19)	128	63	600	506	120	590	66	7	15	4	4.7	(19)
443	多 賀 町 (20)	128	74	350	260	126	342	20	6	7	2	2.7	(20)

2 農業経営体（続き）

（3）経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	経営耕地 なし	0.3ha未満	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0 ～100.0	100.0 ～ 150.0	150.0ha 以上	
番号	地域等																	
25	滋賀県(1)	10,720	105	235	1,788	3,167	1,670	874	777	624	560	450	213	157	84	10	6	(1)
201	大津市(2)	880	2	9	283	370	108	42	29	21	8	-	6	2	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	350	3	23	54	90	39	21	22	15	26	23	16	12	5	-	1	(3)
203	長浜市(4)	1,266	8	13	182	387	156	81	91	84	107	73	38	25	19	2	-	(4)
204	近江八幡市(5)	650	15	15	55	126	107	69	46	69	58	47	18	11	12	-	2	(5)
206	草津市(6)	439	-	8	130	193	55	14	6	10	7	5	6	1	4	-	-	(6)
207	守山市(7)	398	13	31	67	109	56	28	19	19	16	19	10	6	5	-	-	(7)
208	栗東市(8)	329	1	2	104	135	42	17	10	4	7	6	-	1	-	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	1,108	9	9	223	378	171	90	77	51	40	29	15	9	4	3	-	(9)
210	野洲市(10)	395	2	20	52	102	58	35	27	31	26	13	10	13	5	-	1	(10)
211	湖南市(11)	152	3	2	29	53	24	10	7	9	5	5	2	2	1	-	-	(11)
212	高島市(12)	1,050	10	18	119	312	175	105	88	73	60	53	14	16	6	-	1	(12)
213	東近江市(13)	1,789	20	36	206	374	306	195	203	149	116	93	43	35	11	1	1	(13)
214	米原市(14)	433	2	16	112	128	47	19	26	20	22	21	7	6	5	2	-	(14)
383	日野町(15)	578	5	3	61	175	144	60	51	34	17	18	8	1	1	-	-	(15)
384	竜王町(16)	333	6	14	28	58	81	44	36	18	19	14	11	2	1	1	-	(16)
425	愛荘町(17)	246	1	4	30	79	46	27	20	5	9	12	4	5	3	1	-	(17)
441	豊郷町(18)	65	2	2	8	21	9	4	4	-	2	6	1	6	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	129	1	6	18	36	26	9	7	6	5	8	2	3	2	-	-	(19)
443	多賀町(20)	130	2	4	27	41	20	4	8	6	10	5	2	1	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（4）経営耕地面積規模別面積

単位：ha

地域		計	0.3ha未満	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0 ～100.0	100.0 ～ 150.0	150.0ha 以上	
番号	地域等																
25	滋賀県(1)	39,865	39	684	2,239	2,017	1,491	1,856	2,359	3,900	6,268	5,175	5,845	5,419	1,221	1,353	(1)
201	大津市(2)	966	1	106	250	127	70	66	77	55	-	138	75	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	2,173	4	21	63	46	35	53	56	195	310	407	429	315	-	240	(3)
203	長浜市(4)	6,280	2	70	275	189	139	223	320	748	1,039	913	915	1,207	242	-	(4)
204	近江八幡市(5)	3,808	2	21	92	130	119	107	264	415	654	439	393	812	-	360	(5)
206	草津市(6)	880	1	51	134	64	23	13	37	52	73	157	45	229	-	-	(6)
207	守山市(7)	1,460	5	26	78	68	48	45	69	109	255	246	247	263	-	-	(7)
208	栗東市(8)	408	0	41	95	50	28	23	17	47	77	-	30	-	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	3,097	1	86	267	205	152	184	192	273	375	358	349	279	375	-	(9)
210	野洲市(10)	2,117	4	20	72	69	60	66	119	191	191	243	493	329	-	260	(10)
211	湖南市(11)	449	0	11	37	29	18	16	33	31	76	51	83	65	-	-	(11)
212	高島市(12)	3,839	3	46	218	213	177	204	268	405	729	331	585	365	-	296	(12)
213	東近江市(13)	7,622	7	79	271	373	334	488	571	792	1,300	1,024	1,309	764	115	196	(13)
214	米原市(14)	1,775	2	42	88	57	32	66	76	157	295	169	206	325	260	-	(14)
383	日野町(15)	1,377	1	23	129	176	104	121	128	121	259	212	45	59	-	-	(15)
384	竜王町(16)	1,226	2	11	44	102	76	87	66	136	199	261	82	52	109	-	(16)
425	愛荘町(17)	1,052	1	11	54	56	46	48	19	58	175	96	183	185	120	-	(17)
441	豊郷町(18)	385	0	3	15	10	7	9	-	12	79	29	220	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	600	1	7	26	32	16	17	23	33	114	48	113	170	-	-	(19)
443	多賀町(20)	350	1	10	30	23	7	21	22	71	67	55	44	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（5）販売目的の水稲作付面積規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	0.1ha未満	0.1 ～ 0.3	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 7.5	7.5～10.0	10.0～15.0	15.0ha以上	
番号	地域等														
25	滋賀県(1)	9,231	45	605	1,673	2,730	1,291	671	593	503	325	178	240	377	(1)
201	大津市(2)	750	4	87	247	268	64	28	26	12	4	2	6	2	(2)
202	彦根市(3)	292	3	23	40	74	25	21	26	14	15	13	11	27	(3)
203	長浜市(4)	1,141	7	85	179	291	132	64	86	76	71	27	41	82	(4)
204	近江八幡市(5)	578	－	22	82	140	85	40	46	61	40	11	23	28	(5)
206	草津市(6)	385	4	40	138	129	35	7	5	6	5	2	3	11	(6)
207	守山市(7)	287	3	22	53	96	33	16	9	13	10	9	8	15	(7)
208	栗東市(8)	270	－	25	95	87	34	12	5	6	3	2	－	1	(8)
209	甲賀市(9)	954	5	62	207	321	129	71	50	38	17	14	18	22	(9)
210	野洲市(10)	327	2	23	52	87	47	27	19	20	8	10	8	24	(10)
211	湖南市(11)	132	2	14	22	47	12	8	8	4	4	3	4	4	(11)
212	高島市(12)	912	3	36	124	286	143	75	63	63	37	15	37	30	(12)
213	東近江市(13)	1,540	1	66	175	400	268	162	145	118	55	36	44	70	(13)
214	米原市(14)	352	2	42	72	91	35	20	22	16	15	8	9	20	(14)
383	日野町(15)	539	1	28	78	178	107	58	40	17	10	7	7	8	(15)
384	竜王町(16)	275	2	4	25	74	77	28	18	18	7	7	4	11	(16)
425	愛荘町(17)	211	1	11	26	66	39	17	14	4	8	6	8	11	(17)
441	豊郷町(18)	58	－	－	10	22	5	4	2	1	4	1	3	6	(18)
442	甲良町(19)	106	3	5	18	31	15	6	4	8	4	4	4	4	(19)
443	多賀町(20)	122	2	10	30	42	6	7	5	8	8	1	2	1	(20)

2 農業経営体（続き）

（6）農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000万～ 1億	1億円以上						
												小 計	1 ～ 2	2 ～ 3	3 ～ 4	4 ～ 5	5億円以上	
番号	地域等																	
25	滋賀県(1)	10,720	595	3,742	2,243	1,957	548	650	668	154	105	58	30	13	6	2	7	(1)
201	大津市(2)	880	100	482	174	79	19	8	13	3	1	1	1	-	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	350	11	92	64	68	28	39	32	8	5	3	2	-	-	1	-	(3)
203	長浜市(4)	1,266	51	468	211	231	70	103	91	22	16	3	1	2	-	-	-	(4)
204	近江八幡市(5)	650	9	201	122	126	40	48	57	19	15	13	6	6	1	-	-	(5)
206	草津市(6)	439	19	245	64	35	15	16	33	6	3	3	1	1	-	-	1	(6)
207	守山市(7)	398	41	119	77	64	21	29	32	10	3	2	2	-	-	-	-	(7)
208	栗東市(8)	329	33	176	64	26	9	10	8	-	2	1	1	-	-	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	1,108	68	422	259	192	38	54	52	12	7	4	2	2	-	-	-	(9)
210	野洲市(10)	395	10	133	86	71	25	25	29	7	6	3	1	1	1	-	-	(10)
211	湖南市(11)	152	10	72	24	23	7	5	8	1	1	1	-	-	-	-	1	(11)
212	高島市(12)	1,050	53	316	231	235	65	75	56	6	8	5	2	-	2	-	1	(12)
213	東近江市(13)	1,789	69	399	387	433	129	127	176	39	21	9	7	1	1	-	-	(13)
214	米原市(14)	433	47	166	79	66	21	24	15	8	4	3	2	-	1	-	-	(14)
383	日野町(15)	578	26	190	162	140	17	21	18	-	2	2	-	-	-	-	2	(15)
384	竜王町(16)	333	7	73	97	78	17	31	15	5	5	5	2	-	-	1	2	(16)
425	愛荘町(17)	246	25	76	59	44	11	12	13	2	4	-	-	-	-	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	65	2	21	18	6	4	4	7	3	-	-	-	-	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	129	10	36	31	24	10	8	6	2	2	-	-	-	-	-	-	(19)
443	多賀町(20)	130	4	55	34	16	2	11	7	1	-	-	-	-	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（7）農産物販売金額1位の部門別経営体数

単位：経営体

地域		計	稲作	麦類作	雑穀・ いも類・ 豆類	工業農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 畜産	
番号	地域等																	
25	滋賀県(1)	10,125	8,773	95	88	58	286	380	188	90	64	23	56	1	21	-	2	(1)
201	大津市(2)	780	728	-	-	3	15	13	5	9	5	-	-	-	2	-	-	(2)
202	彦根市(3)	339	264	3	1	-	18	30	15	4	1	1	1	-	1	-	-	(3)
203	長浜市(4)	1,215	1,136	14	7	1	16	22	5	9	3	1	1	-	-	-	-	(4)
204	近江八幡市(5)	641	512	15	18	1	37	19	3	4	3	2	23	-	3	-	1	(5)
206	草津市(6)	420	343	1	1	-	10	60	-	2	3	-	-	-	-	-	-	(6)
207	守山市(7)	357	253	6	4	1	17	41	21	9	4	-	1	-	-	-	-	(7)
208	栗東市(8)	296	259	4	3	-	7	9	6	3	2	-	-	-	2	-	1	(8)
209	甲賀市(9)	1,040	934	1	4	39	13	12	15	5	7	5	2	-	3	-	-	(9)
210	野洲市(10)	385	312	16	3	2	13	30	2	4	3	-	-	-	-	-	-	(10)
211	湖南市(11)	142	128	1	1	-	3	1	1	2	3	-	1	-	1	-	-	(11)
212	高島市(12)	997	891	2	2	1	37	18	24	3	9	2	5	-	3	-	-	(12)
213	東近江市(13)	1,720	1,411	18	22	8	64	74	62	24	15	8	12	-	2	-	-	(13)
214	米原市(14)	386	342	1	4	-	13	11	6	4	4	-	-	-	1	-	-	(14)
383	日野町(15)	552	529	6	1	2	5	3	-	-	1	2	2	1	-	-	-	(15)
384	竜王町(16)	326	249	5	12	-	9	20	17	3	1	-	7	-	3	-	-	(16)
425	愛荘町(17)	221	206	-	2	-	5	4	2	1	-	1	-	-	-	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	63	56	-	1	-	1	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	119	101	1	1	-	1	9	4	2	-	-	-	-	-	-	-	(19)
443	多賀町(20)	126	119	1	1	-	2	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（８）データを活用した農業を行っている経営体数

単位：経営体

地域		計	データを活用した農業を行っていない経営体	データを活用した農業を行っている経営体（複数回答）					データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用
				小 計 （実数）	気象・市況等のデータを見て農業	農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得し分析		
番号	地域等								
25	滋 賀 県 (1)	10,720	6,466	4,254	3,531	1,895	225	393	(1)
201	大 津 市 (2)	880	621	259	235	93	8	12	(2)
202	彦 根 市 (3)	350	154	196	165	76	8	18	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,266	720	546	453	240	22	55	(4)
204	近江八幡市 (5)	650	369	281	227	132	17	34	(5)
206	草 津 市 (6)	439	285	154	125	70	4	18	(6)
207	守 山 市 (7)	398	234	164	130	72	10	22	(7)
208	栗 東 市 (8)	329	207	122	104	47	5	8	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,108	612	496	426	236	21	33	(9)
210	野 洲 市 (10)	395	203	192	168	78	15	18	(10)
211	湖 南 市 (11)	152	92	60	47	27	1	9	(11)
212	高 島 市 (12)	1,050	666	384	337	163	19	28	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,789	1,079	710	558	357	60	68	(13)
214	米 原 市 (14)	433	271	162	132	67	6	12	(14)
383	日 野 町 (15)	578	395	183	143	75	5	15	(15)
384	竜 王 町 (16)	333	172	161	130	83	13	19	(16)
425	愛 荘 町 (17)	246	174	72	58	30	2	8	(17)
441	豊 郷 町 (18)	65	39	26	24	5	1	3	(18)
442	甲 良 町 (19)	129	79	50	40	25	4	5	(19)
443	多 賀 町 (20)	130	94	36	29	19	4	8	(20)

2 農業経営体（続き）

（９）青色申告を行っている経営体数

単位：経営体

地域		計	青色申告を行っていない経営体	青色申告を行っている経営体				
				小 計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
番号	地域等							
25	滋 賀 県 (1)	10,720	6,182	4,538	2,657	1,566	315	(1)
201	大 津 市 (2)	880	608	272	145	108	19	(2)
202	彦 根 市 (3)	350	164	186	128	51	7	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,266	794	472	300	144	28	(4)
204	近江八幡市 (5)	650	294	356	230	103	23	(5)
206	草 津 市 (6)	439	247	192	115	56	21	(6)
207	守 山 市 (7)	398	199	199	120	64	15	(7)
208	栗 東 市 (8)	329	202	127	55	54	18	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,108	735	373	196	159	18	(9)
210	野 洲 市 (10)	395	203	192	121	58	13	(10)
211	湖 南 市 (11)	152	86	66	34	26	6	(11)
212	高 島 市 (12)	1,050	614	436	253	157	26	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,789	971	818	519	254	45	(13)
214	米 原 市 (14)	433	299	134	87	39	8	(14)
383	日 野 町 (15)	578	238	340	121	185	34	(15)
384	竜 王 町 (16)	333	165	168	102	52	14	(16)
425	愛 荘 町 (17)	246	160	86	49	27	10	(17)
441	豊 郷 町 (18)	65	37	28	19	5	4	(18)
442	甲 良 町 (19)	129	81	48	33	12	3	(19)
443	多 賀 町 (20)	130	85	45	30	12	3	(20)

2 農業経営体（続き）

(10) 農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）

単位：経営体

地域		計	農業所得主経営体				農外所得主経営体				(参考)
			小 計	主業経営体	65歳未満の 農業専従者 が いる	① 主業経営体 以外	小計	準主業経営体	65歳未満の 農業専従者 が いる	② 準主業経営体 以外	①+② 副業的経営体
番号	地域等										
25	滋 賀 県 (1)	9,849	4,411	1,121	846	3,290	5,438	1,209	329	4,229	7,519 (1)
201	大 津 市 (2)	849	301	56	31	245	548	153	33	395	640 (2)
202	彦 根 市 (3)	320	169	66	55	103	151	34	18	117	220 (3)
203	長 浜 市 (4)	1,148	522	119	95	403	626	133	35	493	896 (4)
204	近江八幡市 (5)	572	297	107	85	190	275	56	15	219	409 (5)
206	草 津 市 (6)	425	180	64	52	116	245	61	12	184	300 (6)
207	守 山 市 (7)	367	201	62	51	139	166	29	11	137	276 (7)
208	栗 東 市 (8)	313	105	17	15	88	208	35	13	173	261 (8)
209	甲 賀 市 (9)	1,034	451	84	60	367	583	98	15	485	852 (9)
210	野 洲 市 (10)	352	190	54	44	136	162	41	10	121	257 (10)
211	湖 南 市 (11)	140	47	5	3	42	93	14	3	79	121 (11)
212	高 島 市 (12)	1,008	529	131	102	398	479	100	28	379	777 (12)
213	東 近 江 市 (13)	1,599	676	211	161	465	923	243	74	680	1,145 (13)
214	米 原 市 (14)	389	173	29	18	144	216	42	12	174	318 (14)
383	日 野 町 (15)	533	217	28	15	189	316	78	17	238	427 (15)
384	竜 王 町 (16)	300	135	39	33	96	165	39	13	126	222 (16)
425	愛 荘 町 (17)	220	87	24	16	63	133	15	3	118	181 (17)
441	豊 郷 町 (18)	53	28	8	3	20	25	12	6	13	33 (18)
442	甲 良 町 (19)	115	53	10	3	43	62	14	5	48	91 (19)
443	多 賀 町 (20)	112	50	7	4	43	62	12	6	50	93 (20)

2 農業経営体（続き）

（11）年齢階層別基幹の農業従事者数（個人経営体）

地域		男 女 計															
		計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
番号	地域等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25	滋賀県(1)	8,367	－	20	53	93	123	187	249	311	334	547	1,172	1,978	1,820	949	531
201	大津市(2)	660	－	－	1	3	5	8	13	19	24	38	93	160	155	86	55
202	彦根市(3)	355	－	1	5	6	7	8	12	24	21	27	50	69	63	36	26
203	長浜市(4)	896	－	3	8	15	10	21	28	34	28	65	123	208	203	97	53
204	近江八幡市(5)	584	－	1	6	6	16	12	20	27	44	39	86	141	105	50	31
206	草津市(6)	434	－	1	5	10	8	7	10	22	23	33	50	95	89	48	33
207	守山市(7)	381	－	－	5	2	7	5	14	20	19	21	40	96	91	38	23
208	栗東市(8)	227	－	－	－	4	2	4	5	3	5	17	29	40	65	26	27
209	甲賀市(9)	759	－	2	4	6	6	13	19	19	25	48	118	195	184	80	40
210	野洲市(10)	351	－	－	1	3	3	18	17	13	15	18	39	75	70	51	28
211	湖南市(11)	78	－	－	－	－	1	－	2	－	1	7	16	23	13	9	6
212	高島市(12)	889	－	6	8	6	15	34	33	27	30	48	127	203	182	111	59
213	東近江市(13)	1,455	－	6	7	17	26	30	56	72	55	95	203	349	295	169	75
214	米原市(14)	299	－	－	－	3	3	3	3	6	11	20	54	70	59	46	21
383	日野町(15)	366	－	－	－	1	3	7	5	7	10	28	62	93	84	34	32
384	竜王町(16)	270	－	－	2	6	5	7	8	8	9	18	39	77	56	24	11
425	愛荘町(17)	153	－	－	1	1	4	5	－	6	4	13	16	35	46	16	6
441	豊郷町(18)	46	－	－	－	2	－	3	2	－	3	2	7	11	10	5	1
442	甲良町(19)	80	－	－	－	－	1	1	－	3	2	8	11	17	23	13	1
443	多賀町(20)	84	－	－	－	2	1	1	2	1	5	2	9	21	27	10	3

2 農業経営体（続き）

（11）年齢階層別基幹の農業従事者数（個人経営体）（続き）

地域		男															
		計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
番号	地域等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25	滋賀県(1)	6,169	－	16	42	73	95	135	192	213	224	362	853	1,467	1,383	715	399
201	大津市(2)	492	－	－	1	2	5	5	12	16	16	23	69	114	117	69	43
202	彦根市(3)	241	－	1	4	5	7	5	10	12	14	16	35	43	42	29	18
203	長浜市(4)	697	－	3	8	12	7	15	23	25	22	48	96	164	158	80	36
204	近江八幡市(5)	407	－	1	6	4	11	8	14	20	25	21	61	98	83	37	18
206	草津市(6)	293	－	－	4	10	7	6	8	11	15	16	35	67	65	26	23
207	守山市(7)	261	－	－	4	1	6	4	10	11	11	13	27	67	66	29	12
208	栗東市(8)	171	－	－	－	2	2	4	5	3	3	7	21	31	54	19	20
209	甲賀市(9)	605	－	2	3	5	6	11	14	15	22	34	88	155	153	65	32
210	野洲市(10)	245	－	－	1	2	3	13	11	9	11	11	21	56	52	33	22
211	湖南市(11)	65	－	－	－	－	1	－	2	－	1	6	12	19	10	9	5
212	高島市(12)	657	－	4	5	5	11	23	24	19	21	36	103	150	127	81	48
213	東近江市(13)	1,032	－	5	3	14	15	18	41	48	37	61	143	252	218	121	56
214	米原市(14)	221	－	－	－	3	2	3	3	4	4	17	39	53	42	36	15
383	日野町(15)	306	－	－	－	1	2	6	5	7	8	22	53	74	72	26	30
384	竜王町(16)	195	－	－	2	4	5	6	7	5	5	12	23	58	40	18	10
425	愛荘町(17)	121	－	－	1	1	3	4	－	6	2	9	10	28	38	13	6
441	豊郷町(18)	32	－	－	－	－	－	2	1	－	2	2	3	10	7	4	1
442	甲良町(19)	63	－	－	－	－	1	1	－	2	2	6	9	15	16	10	1
443	多賀町(20)	65	－	－	－	2	1	1	2	－	3	2	5	13	23	10	3

2 農業経営体（続き）

（11）年齢階層別基幹の農業従事者数（個人経営体）（続き）

地域		女															
		計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
番号	地域等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25	滋賀県(1)	2,198	-	4	11	20	28	52	57	98	110	185	319	511	437	234	132
201	大津市(2)	168	-	-	-	1	-	3	1	3	8	15	24	46	38	17	12
202	彦根市(3)	114	-	-	1	1	-	3	2	12	7	11	15	26	21	7	8
203	長浜市(4)	199	-	-	-	3	3	6	5	9	6	17	27	44	45	17	17
204	近江八幡市(5)	177	-	-	-	2	5	4	6	7	19	18	25	43	22	13	13
206	草津市(6)	141	-	1	1	-	1	1	2	11	8	17	15	28	24	22	10
207	守山市(7)	120	-	-	1	1	1	1	4	9	8	8	13	29	25	9	11
208	栗東市(8)	56	-	-	-	2	-	-	-	-	2	10	8	9	11	7	7
209	甲賀市(9)	154	-	-	1	1	-	2	5	4	3	14	30	40	31	15	8
210	野洲市(10)	106	-	-	-	1	-	5	6	4	4	7	18	19	18	18	6
211	湖南市(11)	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	4	3	-	1
212	高島市(12)	232	-	2	3	1	4	11	9	8	9	12	24	53	55	30	11
213	東近江市(13)	423	-	1	4	3	11	12	15	24	18	34	60	97	77	48	19
214	米原市(14)	78	-	-	-	-	1	-	-	2	7	3	15	17	17	10	6
383	日野町(15)	60	-	-	-	-	1	1	-	-	2	6	9	19	12	8	2
384	竜王町(16)	75	-	-	-	2	-	1	1	3	4	6	16	19	16	6	1
425	愛荘町(17)	32	-	-	-	-	1	1	-	-	2	4	6	7	8	3	-
441	豊郷町(18)	14	-	-	-	2	-	1	1	-	1	-	4	1	3	1	-
442	甲良町(19)	17	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	2	7	3	-
443	多賀町(20)	19	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	4	8	4	-	-

2 農業経営体（続き）

（11）年齢階層別基幹的農業従事者数（個人経営体）（続き）

地域		平均年齢 (男女計)
番号	地域等	
		歳
25	滋賀県(1)	69.8
201	大津市(2)	72.1
202	彦根市(3)	67.7
203	長浜市(4)	69.4
204	近江八幡市(5)	67.8
206	草津市(6)	69.0
207	守山市(7)	69.4
208	栗東市(8)	72.6
209	甲賀市(9)	70.6
210	野洲市(10)	69.7
211	湖南市(11)	72.1
212	高島市(12)	69.3
213	東近江市(13)	69.0
214	米原市(14)	71.7
383	日野町(15)	71.8
384	竜王町(16)	68.6
425	愛荘町(17)	70.0
441	豊郷町(18)	67.7
442	甲良町(19)	71.6
443	多賀町(20)	71.3

2 農業経営体（続き）

（12）農業に従事した役員・構成員（経営主を含む）の状況（団体経営体）

地域		計		男		女	
		実経営体数	人 数	経営体数	人 数	経営体数	人 数
番号	地域等						
		経営体	人	経営体	人	経営体	人
25	滋 賀 県 (1)	871	8,271	868	7,242	314	1,029
201	大 津 市 (2)	31	258	31	205	16	53
202	彦 根 市 (3)	30	249	30	216	13	33
203	長 浜 市 (4)	118	806	118	711	51	95
204	近江八幡市 (5)	78	746	77	678	31	68
206	草 津 市 (6)	14	72	14	63	6	9
207	守 山 市 (7)	31	230	30	182	13	48
208	栗 東 市 (8)	16	143	16	128	3	15
209	甲 賀 市 (9)	74	610	74	546	22	64
210	野 洲 市 (10)	43	324	43	279	14	45
211	湖 南 市 (11)	12	145	12	138	4	7
212	高 島 市 (12)	42	212	42	192	10	20
213	東 近 江 市 (13)	190	2,656	190	2,293	68	363
214	米 原 市 (14)	44	344	44	303	13	41
383	日 野 町 (15)	45	296	44	275	8	21
384	竜 王 町 (16)	33	384	33	345	12	39
425	愛 荘 町 (17)	26	282	26	233	13	49
441	豊 郷 町 (18)	12	153	12	131	5	22
442	甲 良 町 (19)	14	199	14	187	4	12
443	多 賀 町 (20)	18	162	18	137	8	25

3 林業経営体

(1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

地域		合 計	法 人 化 し て い る											地方公共団 体・財産区	法人化し ていない	個人経営体		
			計	農事組合法 人	会 社				各 種 団 体				その他の 法 人					
番号	地域等				小 計	株式会社	合名・合資 会 社	合同会社	相互会社	小 計	農 協	森林組合						その他の 各種団体
25	滋 賀 県 (1)	183	45	-	4	4	-	-	-	35	-	35	-	6	10	128	121	(1)
201	大 津 市 (2)	15	10	-	-	-	-	-	-	8	-	8	-	2	1	4	4	(2)
202	彦 根 市 (3)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	(3)
203	長 浜 市 (4)	15	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	13	13	(4)
204	近江八幡市 (5)	2	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	1	(5)
206	草 津 市 (6)	1	-	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	1	(6)
207	守 山 市 (7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)
208	栗 東 市 (8)	11	3	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	8	8	(8)
209	甲 賀 市 (9)	52	7	-	2	2	-	-	-	4	-	4	-	1	1	44	43	(9)
210	野 洲 市 (10)	2	2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	-	(10)
211	湖 南 市 (11)	6	6	-	1	1	-	-	-	5	-	5	-	-	-	-	-	(11)
212	高 島 市 (12)	32	4	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	1	2	26	25	(12)
213	東 近 江 市 (13)	19	6	-	1	1	-	-	-	3	-	3	-	2	-	13	8	(13)
214	米 原 市 (14)	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	(14)
383	日 野 町 (15)	13	3	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	10	10	(15)
384	竜 王 町 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
425	愛 荘 町 (17)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(17)
441	豊 郷 町 (18)	1	-	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	-	(18)
442	甲 良 町 (19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)
443	多 賀 町 (20)	3	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	1	1	(20)

3 林業経営体（続き）

（2）保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	保有山林 なし	3ha未満	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 100	100 ～ 500	500～1,000	1,000ha以上	
番号	地域等													
25	滋賀県(1)	183	8	5	34	36	34	9	15	13	21	5	3	(1)
201	大津市(2)	15	-	1	1	3	2	-	1	4	1	-	2	(2)
202	彦根市(3)	6	-	-	2	-	-	2	1	-	1	-	-	(3)
203	長浜市(4)	15	2	-	7	2	2	-	1	-	1	-	-	(4)
204	近江八幡市(5)	2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(5)
206	草津市(6)	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(6)
207	守山市(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)
208	栗東市(8)	11	-	1	4	2	2	-	-	1	1	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	52	2	2	12	9	17	1	3	1	4	1	-	(9)
210	野洲市(10)	2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(10)
211	湖南市(11)	6	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	(11)
212	高島市(12)	32	3	1	3	9	3	3	1	3	5	1	-	(12)
213	東近江市(13)	19	-	-	-	2	4	2	4	2	3	2	-	(13)
214	米原市(14)	5	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-	(14)
383	日野町(15)	13	-	-	2	5	3	-	-	-	2	-	1	(15)
384	竜王町(16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
425	愛荘町(17)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(18)
442	甲良町(19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)
443	多賀町(20)	3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	(20)

4 総農家数

単位：経営体

地域		総農家数	販売農家	自給の農家	
番号	地域等				
25	滋賀県 (1)	16,720	9,894	6,826	(1)
201	大津市 (2)	1,761	855	906	(2)
202	彦根市 (3)	759	319	440	(3)
203	長浜市 (4)	2,380	1,171	1,209	(4)
204	近江八幡市 (5)	797	587	210	(5)
206	草津市 (6)	774	428	346	(6)
207	守山市 (7)	661	347	314	(7)
208	栗東市 (8)	529	314	215	(8)
209	甲賀市 (9)	1,666	1,048	618	(9)
210	野洲市 (10)	597	347	250	(10)
211	湖南市 (11)	159	141	18	(11)
212	高島市 (12)	1,553	1,009	544	(12)
213	東近江市 (13)	2,267	1,596	671	(13)
214	米原市 (14)	955	389	566	(14)
383	日野町 (15)	679	537	142	(15)
384	竜王町 (16)	380	302	78	(16)
425	愛荘町 (17)	357	225	132	(17)
441	豊郷町 (18)	88	52	36	(18)
442	甲良町 (19)	160	113	47	(19)
443	多賀町 (20)	198	114	84	(20)

Ⅲ 農林業経営体調査の仕様

1 調査の目的

農林業の生産構造、就業構造等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号（農林業センサス規則第 5 条第 1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施している。

3 調査体系

(1) 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者

(2) 調査の系統

農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象（農林業経営体）

4 調査事項

- ・経営の態様
- ・世帯の状況
- ・農業労働力
- ・経営耕地面積等
- ・農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ・農産物の販売金額等
- ・農作業受託の状況
- ・農業経営の特徴
- ・農業生産関連事業
- ・保有山林面積
- ・育林面積等及び素材生産量
- ・林業労働力
- ・林産物の販売金額等
- ・林業作業の委託及び受託の状況
- ・その他農林業経営体の現況

5 調査期日

令和 7 年 2 月 1 日現在で実施した。

6 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面

接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

7 2025 年調査の主な変更点

(1) 世帯員の個人別属性情報の把握範囲の変更

個人経営体の経営内部の農業労働力の詳細把握について、農作業に従事しない世帯員の把握を取りやめ、農作業に従事した世帯員のみとした。

(2) 調査項目の見直し

① 調査項目の新設・追加

- ・経営主について、経営の開始又は経営継承からの期間
- ・過去 1 年間の農産物の販売金額及び農業生産関連事業の売上金額について、それぞれに占める輸出金額の割合
- ・有機農業の取組について、耕地の実面積及びその内数として牧草地の面積、並びに茶の栽培面積
- ・農業経営へのデータ活用について、外部サポート・サポート利用の状況
- ・保有山林について、立木販売した実面積及びその内数として主伐面積

② 調査項目の廃止

- ・個人経営体について、地域の集落営農組織への参加状況
- ・青色申告の実施状況について、その継続年数
- ・農業生産関連事業について、常雇い及び臨時雇いの従事日数の合計
- ・農作業受託について、さとうきび作の作業別受託面積
- ・林業経営体の経営内部の労働力について、個人ごとに把握していた生年月及び過去 1 年間のふだんの状況等（代わりとして従事日数階級別に男女別の合計人数を把握）

8 数値について

(1) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しないことがある。

また、概要に記載している各表の増減率、構成比等も各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「－」：事実のないもの

「X」：調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの

「△」：減少したもの

9 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。有効回答数（滋賀県分）については以下のとおり。

調査票配布対象数…10,981 有効回答数…10,814

注:1 「調査票配布対象数」とは、調査員が訪問し面接により、農林業経営体に該当すると判定できた数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた経営体数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された経営体数である。

10 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 <table border="0"> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr> <td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr> <td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する規模の事業</td></tr> </table> (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。) (4) 農作業の受託の事業 (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。)	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する規模の事業
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する規模の事業																						

農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
(2) 組織形態別	
法人化している経営体 （法人経営体）	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社

	(第3セクター) もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
任意団体	法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当する。
(3) 労働力等	
経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。 構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。 なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
後継者	農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。
親族以外の経営内部の人材	農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。
経営外部の人材	上記以外の者をいう。
雇用者	農作業（林業作業）のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で農作業（林業作業）のために雇った人をいう。 年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。

臨時雇い

「常雇い」に該当しない日雇い・季節雇いなど、農作業（林業作業）のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、酪農ヘルパーなど、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農作業（林業作業）に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人が7か月未満で辞めた場合を含む。

(4) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわ

ゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのこ栽培を行っている敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。 (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。 (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。 なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
畑のうち牧草 専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていけばここに含めた。 (2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借り入れている山林、原野等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。

施設園芸に利用したハウス・ガラス室	ハウスとは、強化プラスチック、ビニール、ポリエチレン、寒冷しゃ等で園地全面を被覆している施設で、そのなかで作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのものをいう（雨よけ程度のものは含まない。）。 ガラス室とは、ガラス（ガラス繊維強化板を含む。）で、全体を被覆している恒久的施設をいう。 ただし、水稻の育苗やきのこの栽培だけに使ったものは除いた。
加温温室	過去1年間に施設園芸に利用したハウス、ガラス室のうち、ボイラー等加熱施設により加温した施設をいう。

(5) 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

(6) 農業生産

ア 販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。
栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。

イ 販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分し

	ており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
和牛と乳用種の交雑種	乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆる F 1 牛をいう。 なお、F 1 牛のめすに肉用種のおすを交配し生産された F 1 クロス牛も含む。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している 6 か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後 3 か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 肉用種、卵用種は問わない。

(7) 農産物の販売

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
---------	---

(8) 農作業の受託

農作業の受託	農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。
--------	----------------------------

(9) 農業生産関連事業

農業生産関連事業	自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用している、のいずれかに該当する事業で、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「再生可能エネルギー発電」などが該当する。
農産物の加工	販売を目的として自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 なお、自らが経営に参加していない直売所等で消費者に直接販売している場合は含まない。

観光農園	観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ、又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。
貸農園・体験農園など	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、料金を得ている事業をいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）からの発電に取り組んでいる事業をいう。

(10) 農業経営の取組

青色申告	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。
正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業をいい、有機JASの認証を受けていない場合も該当する。 なお、以下の取組については有機農業に該当しない。 (1) 科学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」 (2) 化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合

農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
気象・市況等のデータを見て農業	新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。）することをいう。
機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析	土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。 (1) 営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。 (2) 可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。 (3) 普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。

(11) 個人経営体

ア 農業所得依存度別（旧主副業別）

農業所得主経営体	世帯所得の50%以上が農業所得である個人経営体をいう。
農外所得主経営体	世帯所得の50%未満が農業所得である個人経営体をいう。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
--------	---

イ 農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

(12) 総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(13) 林業経営体

ア 山林及び林業作業

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林、所在地以外の市区町村等に所有している山林も含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含む。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地（何年間かで利用できる区域が変更されるもの）があれば、それも含む。
保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

他に作業・管理 を任せている山 林	保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。 ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。
他から作業・管 理を任されてい る山林	保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいう。 ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含まない。
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などを行うことをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。
イ 素材生産	
素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 素材生産量とは丸太の体積のことをいい、一般的には立方メートル（m³）単位で表示する。
立木買いによる 素材生産	立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。
ウ 林産物の販売	
林産物販売金額	過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのご類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。
用材	樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。
立木で	立木のまま販売したものをいう。

素材で	立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。
ほだ木用原木	保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。